

石見守殿

參

九月十八日。前田利長、在江戸の村井長頼に、丹羽長重との和既に成り、將に上國に赴きて徳川家康に謁せんとすることを報す。

九月十八日。前田利長、溝江彦三郎に、徳川家康に對して周旋すべきことを誓ふ。

二三四三

近江

二三四四

【前田家文書】  
尙々、大ふさまもあかさかおもてへ御つきと申候間、かみがたさつそくすみ可申候。いづれもく御心やすかるべく候も。

【溝江文書】  
敬白天討起請文前書之事  
今度羽賀州申談就罷去、各御用心之旨尤候。然上者御身上之儀、内府公御前之事無親疎馳走可申、於手前も疎略存間敷候。若右之趣偽申儀於有之者、忝も日本國大小神祇、殊者愛宕大權現・正八幡大菩薩・富士大權現・白山妙理權現・熊野三所權現・北野天滿天神・山王七社權現・祇園・稻荷大明神・多賀大明神・伊豆宮根大明神・鹿島大明神・別而氏神之御罰罷蒙、於此世者受白癩黑癩之重病、於來世者墮在阿鼻无間、不可有浮期者也。仍起請文如件。

一ふで申候。仍我等も今月十一日ニ出陣いたし候て、小松へとりかけ候所ニ、色々こんぼう申候間すなわちかゝの（丹羽長重）  
のかみめしつれまかりのぼり候。きたのせうもすみ申候間、心やすかるべく候。上方にて大ふさまへ御目ニかゝり候はゞ、やがてかうしつむかひの事御申候べく候間、御供申御のぼり爲申候。此中はしん勞ども候。孫四郎は、まだ出不申候。中く一ふでニも申されず候。

慶長五年九月十八日  
利 長 在判  
羽柴肥前

九月十八日  
村井ぶんどこの

溝江彦三郎殿  
（溝江彦三郎の何人なりやを知らず。）

九月十八日。前田利長、秋田城主秋田實季に、加賀の形勢を報じ、又速かに徳川家康の爲に出兵せんことを勸む。

具可申入候。恐々謹言。  
羽柴肥前守  
利 長 在判

【前田家文書】

二三四五

追而申候。如此書狀相調候内、濃州表ことごとく落着之由申來候。天下迄も平均之事候間、其心得尤候。已上。八月廿二日御書札、今月十八日加州之内至寺井山參着候。寔遠路被入御念預示候段、書中ニも難現候。前邊より別申談子細と申、大慶此事ニ候。隨而上方衆より内府へ銚桶ニ付而、双方行半より、拙子事最前申來刻より内府申合筋目、今以不存疎意候。扱は内府公去十二日濃州表出勢儀候。此表之儀、小松之城ニ押申付、大正寺へ押詰、山口父子即時ニ討果、城中一人も不殘討捕申候。就其小松之儀も、色々懇望付而無事相究、明日十九日羽柴加賀守爲先手上口へ罷立候。加越兩國無異儀申付、江州表へ罷通候間可御心易候。貴殿義も御出勢之覺悟專一候。上方御用之儀も候はゞ可蒙仰候。不可有疎意候。尙齋藤刑部

九月十九日。前田利長、高島定吉に、陣を大聖寺に轉じたることを報す。  
【菅君雜錄】  
るすの事さく可申候間、御そうだんにてよきやうニおほせつけられ可給候。  
御狀ひけん申候。先書にも申候ごとく、小松すみ申候間、今日大せう寺までぢんがへ申候。すぐにかいづへ出候はんと存候。な浅上方より可申入候。さけのうた、出來しだいはいやびきやくにて、おりく可給候も。

九月十九日  
石州 まいる

九月十九日  
利 長 在判

九月廿二日。徳川家康、前田利長に、美濃關ヶ